

千葉市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

千葉市長 鶴岡 啓一

千葉市規則第13号

千葉市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

千葉市建築基準法施行細則（昭和59年千葉市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「39の13の項」を「39の15の項」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第5条の2中「第10条第2項」を「第10条第4項」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「公告」を「公示」に改める。

第7条第3項中「地区計画等」を「地区計画」に改め、「第7条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第7条の2の見出し中「フレキシブルディスク」を「磁気ディスク等」に改める。

第10条第2項中「第12条第5項」を「第12条第7項」に改める。

第14条の2第4項第3号中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改める。

第15条第5項中「の規定による報告書及び前項の規定による」を「に規定する報告書及び定期調査報告書並びに前項の」に改める。

第16条第1項及び第2項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同条第5項中「の規定による報告書及び前項の規定による」を「に規定する報告書及び定期検査報告書並びに前項の」に改める。

第20条の3中「第52条第7項第1号」を「第52条第8項第1号」に改める。

第23条第2項第3号中「第51条第2項」を「第51条第4項」に改める。

第24条の見出し中「一定の複数建築物に対する制限の特例」を「1の敷地とみなすこと等による制限の緩和」に改め、同条第1項中「第

86条第1項及び第2項」の次に「並びに法第86条の2第1項」を加える。

第25条中「第51条第2項」を「第51条」に改める。

第26条第1項中「第11条の7第4項」を「第11条の4第3項」に改め、「閲覧場所は」の次に「、建築計画概要書、築造計画概要書、建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書にあっては」を加え、「とする」を「とし、定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書にあっては、都市局建築部建築指導課内とする」に改める。

様式第18号中

「

閲覧年月日	年 月 日	を
-------	-------	---

」

「

閲覧をしようとする概要書（該当する概要書の左の にチェックをしてください。）	建築計画概要書 築造計画概要書 建築基準法令による処分の概要書 全体計画概要書 定期調査報告概要書 定期検査報告概要書	に
閲覧年月日	年 月 日	

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「39の13の項」を「39の15の項」に改める部分に限る。）及び第26条第1項の改正規定（「第11条の7第4項」を「第11条の4第3項」に改める部分を除く。）は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。